

神奈川県環境基本計画の改定素案に対する意見と対応
 <令和5年度第1回環境基本計画部会（7月20日開催）>

参考資料 ①

番号	部会員名	項目	意見等	対応
1	松崎部会員	第1章 総論 3 基本目標と施策展開の考え方 (4) 施策分野ごとの主な取組	「自然環境の保全」の「主な取組」の丹沢エリア及び箱根エリアについては、もう少し、具体的な取組が見えるような表現に修正したほうがよい。	素案を修正しました。(p.13)
2	古米部会員	第2章 施策分野 1 気候変動への対応 (2) 主な施策 ア緩和策 (エ) 水素社会の実現に向けた取組 及び (オ) イノベーションの促進	今後、これらの部分については、もう少し(実現に向けた)具体的な施策を書き込めるとよい。	計画上は、現在記載している内容にとどめたいと考えますが、引き続き、水素社会の実現やイノベーションの促進に向けた取組を進めてまいります。
3	高槻部会員	第2章 施策分野 2 自然環境の保全	神奈川県豊かな生物多様性を表す指標として、県民ニーズ調査結果と保護地域面積だけでは、十分とは言えない。	個別計画である「かながわ生物多様性計画」では、生物多様性に関する指標を複数設定していますが、その中から、総合的な計画である環境基本計画にも用いる指標としては、生物多様性計画における2つの目標(①「地域の特性に応じた生物多様性の保全」、②「生物多様性の理解と保全行動の促進」)に対する達成度を端的に示す2つを選定しました。 なお、生物多様性計画の指標は、「生物多様性計画の改定に関する検討委員会」でも議論したものです。
4	青柳部会員	第2章 施策分野 2 自然環境の保全	他都道府県では、「絶滅危惧種の数」等を指標にしている計画もあるようだが、いかがか。	総合的な計画である環境基本計画にも用いる指標としては、生物多様性計画における2つの目標(①「地域の特性に応じた生物多様性の保全」、②「生物多様性の理解と保全行動の促進」)に対する達成度を端的に示す2つを選定しました。 「絶滅危惧種の数」は、分類の見直しや変更、情報の更新等により、レッドリスト更新の前と後での単純な比較ができないことから、「生物多様性計画の改定に関する検討委員会」でも検討の上、本県では指標として選定しません。
5	鎌形部会員	第2章 施策分野 2 自然環境の保全	OECEMを増加させるための具体の施策が乏しいと感じる。 個別計画に係る検討会での検討結果に応じて、基本計画にも施策を反映すべきだ。	素案を修正しました(p.30) (OECEMの一要素である「自然共生サイト」(国が認定する、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域)の増加に資する取組について、追記しました。)
6	大河内部会員	第2章 施策分野 3 循環型社会の形成	指標「産業廃棄物の排出量」について、2030年数値を設定した考え方は分かるが、2021年度実績に比べて増加した数値になっているため、設定の背景等の説明を加えたほうがよい。	素案を修正しました(p.35)
7	藤倉部会長	第2章 施策分野 4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	水環境の指標について、現行計画では「東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量」としていたものを、「CODの環境基準達成率」として、ステート指標に変えたことは評価するが、CODだけで十分と言えるのか。	本計画に掲載する水環境を表す代表的な指標としては、広域的に取組を進めている東京湾に係るもの、中でも総合的な指標であるCODが適切であると考えています。
8	青柳部会員	第2章 施策分野 4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	大気環境の指標で「PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値」が挙げられているが、電気自動車の普及により数値が改善すると考えられるため、大気分野における施策の効果を表す指標として適切と言えるのか。	改定計画では、分野間の相互関係も重視しており、ある施策の効果が複数分野に表れることも期待していることから、指標としては適切と考えています。
9	鎌形部会員	第2章 施策分野 5 横断的な取組	複数分野の統合的解決の視点だけでなく、トレードオフが生じることについても言及したほうがよい。	素案を修正しました。(p.41)
10	藤倉部会長 ほか複数	第2章 施策分野 5 横断的な取組	図の構成や、図中の文言について、精査したほうがよい。	素案を修正しました(p.42) (各施策と他分野への影響を図に落とし込むことは非常に難しいことから、概念を示すイメージ図に変更しました。)
11	藤倉部会長	第2章 施策分野 3 循環型社会の形成	【循環型社会づくり計画に対する意見だが、本計画にも反映】 Renewableに係る具体的な取組はどこに記載されているか。	Renewableに係る取組について追記しました。(p.33)